

歩道からの車両乗入れの承認基準

この基準は、道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定に基づく、道路管理者である本市以外の者から、歩道からの車両乗入れの承認工事の申請があった場合の審査基準を定めるものとする。

1 基本方針

車両の乗入れのための歩道の承認工事の申請については、歩行者及び自転車の安全かつ円滑な通行を確保するため、必要最少限の範囲で承認するものとする。

2 審査基準

(1) 乗入れ部の箇所数

車両の乗入れ部の数は、原則として出入対象施設に1箇所とする。ただし、次に掲げる場合は、2箇所以上承認するものとする。

- ① 出入対象施設の間口幅が概ね30メートル以上あり、乗入れ部相互の間隔を5メートル以上とる場合
- ② 出入対象施設の入口と出口を分ける必要がある場合
- ③ 出入対象施設が複数の道路に面している場合

(2) 乗入れ部の場所

車両の乗入れ部の場所は、原則として次に掲げる場所以外とする。ただし、道路構造上及び交通安全上特に支障がないと認められる場合は、これを適用しないことができる。

- ① 橋梁
- ② 集水孔又は雨水枳の設置部分
- ③ 横断防止柵、ガードレール及び駒止めの設置されている部分
- ④ 道路照明施設又は交通信号機の移転を必要とする箇所。ただし、それぞれの物件の管理者が移転を認めた場合を除く。
- ⑤ 横断歩道及びその前後の側端から5メートル以内の部分
- ⑥ 地下道の出入口又は横断歩道橋の昇降口及びその側端から5メートル以内の部分
- ⑦ 交差点及びその側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- ⑧ バス停留所及びその側端から10メートル以内の部分
- ⑨ 踏切の設置部分及びその前後の側端から10メートル以内の部分
- ⑩ 幼稚園、小学校、児童公園、社会福祉施設等の教育、福祉施設から20メートル以内の部分
- ⑪ トンネルの前後各50メートル以内の部分

(3) 乗入れ部の幅員

ア 乗入れ部の幅員は、乗入れる車種及び乗入れる目的等別に、原則として次の範囲内で必要最低限とする。なお、歩行者の通行のための場合は2メートル以内とする。

- ① 普通自動車及び個人宅等への乗入れの場合 4メートル以内
 - ② 普通貨物自動車（最大積載量6.5トン以下）及び店舗等への乗入れの場合 6メートル以内（ただし、特に必要と認められる場合は8メートルまで広げることができるものとする。）
 - ③ 大型自動車及び大型特殊自動車の乗入れの場合 12メートル以内
- イ 次に掲げる場合は、必要最低限の範囲内で上記の幅員を超えることができる。

- ① 出入対象施設の前面道路の幅員が狭いため、車両の出入りが困難である場合
- ② 出入対象施設の形状、利用形態又は乗入れ車両の車長等により、やむを得ないと認められる場合

(4) 乗入れ部の構造

車両の乗入れ部の構造は、歩車道境界に特殊ブロックを使用し、次によるものとする。ただし、乗入れ車両又は道路に支障を及ぼす恐れがあるなど特殊ブロックを使用することが適当でない場合で、かつ次の条件を満たすことができる場合は、歩車道境界の段差を5センチ以下とする低ブロックを使用するものとする。

なお、次によりがたい場合であっても、すりつけ部の勾配に配慮し、できる限り平坦性を確保するものとする。

(ア) 植樹帯等の幅員内ですりつける場合

- ① 植樹帯等がある場合には、歩道の幅員内での連続的な平坦性を確保するため、その植樹帯等の幅員内ですりつけを行い、歩道の幅員内には勾配又は段差はつけないものとする。
- ② すりつけ部の横断勾配は、10パーセント以下とする。

(イ) 歩道内ですりつける場合

- ① 植樹帯等がない場合又は植樹帯等があっても上記アの構造がとれない場合には、車イス等の安全な通行を考慮して、原則として平坦部分（横断勾配2パーセント以下の部分。以下同じ。）を1メートル以上連続して確保し、残りの幅員ですりつけを行うものとする。
なお、歩道の幅員が十分確保できる場合には、車イス等の円滑なすれ違いを考慮して、平坦部分を2メートル以上確保するよう努める。

- ② すりつけ部の横断勾配は10パーセント以下とする。

(ウ) 歩道の全面切下げを行う場合

- ① 歩道の幅員が狭く、前述（ア）又は（イ）の構造がとれない場合には、車道と歩道、歩道と民有地の高低差を考慮し、乗入れ部を全面切下げて縦断勾配によりすりつけるものとする。
- ② すりつけ部の縦断勾配は5パーセント以下とする。ただし、沿道の状況等によりやむを得ない場合には、8パーセント以下とするものとする。

(5) 乗入れ部の舗装構成

車両の乗入れ部は、原則として、別に定める舗装構成図による4号工とする。

ただし、周辺道路、乗入れる車両等を総合的に判断して必要と認められる場合は、別途指示する舗装構成とする。

(6) 乗入れ部の工事の範囲

車両の乗入れ部の工事の範囲は、原則として申請地の地先までとする。

(7) その他

ア 車両の乗入れ部の側溝が既に暗渠の場合においては、その乗入れる車両の荷重に耐えられるものに交換するものとし、原則として14トン荷重以上とする。ただし、現地の状況及び乗入れる車両等を考慮し、必要と認めた場合は別に指示する荷重に耐えうるものとする。また、側溝が開渠の場合においても同様とする。

イ 歩道の承認工事の審査に当たっては、その承認の審査の前に、必要に応じて現地調査を行い、指導を行うものとする。

ウ 歩道の承認工事の審査に当たっては、車両の乗入れ部の設置の必要性、道路構造上の支障、交通安全上の支障等を総合的に判断して行うものとする。

エ 本基準に定める乗入れ部の幅員は、側溝蓋掛け、ガードパイプ撤去等における承認申請時においても準用するものとする。ただし、申請地が車道に接する場合で、歩行者等に影響が小さいと認められる場合はこの限りではない。

付 則

この基準は、平成17年4月1日から適用する。